

第 1 回町田市情報公開・個人情報保護運営審議会

- 2026 年 5 月 25 日（月）午前 10 時 15 分～午前 11 時 00 分
於 町田市役所 3 階 情報指令室 2
- 出席委員 服部、鶴田、湯浅、岩井、大高、中野、水町、渡邊——8 名
- 欠席委員 1 名（嘉藤）
- 会議公開又は非公開の別 公開
- 傍聴者数 0 名

午前 10 時 15 分開始

- 事務局 2026 年第 1 回町田市情報公開個人情報保護運営審議会を開会します。
嘉藤委員は欠席の連絡がありました。
出席委員は 3 分の 2 以上ありますことから審議会運営規則第 2 条により審議会を開催できますことを報告いたします。
議題に入る前にお願いします。
会議録をとっていますので、ご発言される場合は挙手をしていただき、会長から指名を受けてから発言してください。
会長は指名する際に委員のお名前を呼んでください。よろしくお願いします。
では、ここからは服部会長に進行をお願いします。
- 服部会長 では、議題 1、情報セキュリティ事故のフォローアップについて、その後の経過を教えてくださいたいと思います。説明をお願いします。
- 事務局 議題 1、情報セキュリティ事故のフォローアップについてご説明します。
フォローアップシートは、事故の発生から一定期間が経過した後に再発防止策が有効に機能しているかを検証し事故の風化を防ぐために各課に提出を求めているものです。
資料 1 は、いきいき総務課が作成した情報セキュリティ対策フォローアップシートです。
こちらは昨年 6 月、指定収集袋配付事業の委託先であるシルバー人材センターの会員が配達中に 102 名分の対象者リストを誤って水路に落とし滅失した事故に関するものです。
この事故の再発防止策は会員への指導と注意喚起を行うということ、併せて業務の仕様を見直すということでした。
具体的には 2025 年度の途中から対象者リストをバインダーに閉じて携帯する運用に変更しました。
2026 年度以降は対象者リスト自体を持ち出さない仕様に変更する予定となっています。

再発防止策の実施状況ですが、2025年度の業務についてはバインダーに閉じて携帯する運用に変更し無事故で遂行されました。

今後の予定ですが、2026年度の業務は現時点で開始前でありシルバー人材センター内での会員を対象とする研修も現在実施途中です。

これらの実施状況を適切に評価するため本年6月頃に改めてフォローアップシートの提出を求める予定です。

続いて、資料2は指導課が作成した情報セキュリティ対策フォローアップシートです。昨年9月に中学校で教員が小テストの解答用紙を紛失した事故に関するものです。

再発防止策として、次の3点を徹底しています。

- 1、 解答用紙の返却時は必要な分だけを職員室から持ち出し生徒へ確実に手渡すこと、
- 2、 保管時は学級ごとの袋に入れ、鍵のかかるロッカーを使用すること、
- 3、 個人情報の取り扱いに関する校内研修を定期的に行いルールを周知すること、

今年1月にシートの提出を受け、これらの対策が適切に実施されていることを確認しました。

説明は以上です。よろしくお願いします。

服部会長 この件について何かご意見やご質問等がありましたら挙手をお願いします。
まず、資料1のシルバー人材センターでの事故についていかがでしょうか。
1点気になっていることがあります。このケースでは通報が遅れたということがありました。この点についてフォローアップされた状況というか改善について何かコメントはありますか。

事務局 この点に関しては、シルバー人材センターの中での研修や注意喚起をもって会員に伝えていくということで確認しております。

服部会長 わかりました。以上のようなフォローがなされているということですが、よろしいでしょうか。

それでは資料2の学校教育部指導課の件についていかがでしょうか。

岩井委員 今回の事故はテストに関してですが、他の個人情報に関しても適切に管理することを徹底すべきと思います。私も事例を読んだ範囲ですが、教員が出席簿を生徒に渡してグループ分けを生徒にさせる際に、そこに教員がいない場合があったという話を耳にしました。やはりそういう出席簿などを使用する場合は教員が立ち会うとか、ルールを厳格化したほうがよいと思います。今の子どもたちはスマホを持っていますので。

行政機関では川崎市で事案がありました。企業でもスマホを利用する事案がかなり出ています。学生に見せるのもいいのですが、教員が立ち会ってすぐに

回収するなりした方がよいと思います。いないと何をするかわからないので。その点も徹底していただければと思います。

事務局 岩井委員のご指摘、ご懸念について確認させてください。
グループ分けの時に名簿が必要になるが、出席簿となると、その目的に照らして欠席日数といった余分な情報まで渡ししているという点でしょうか。

岩井委員 それもそうですし、やはり名前だけのものでもスマホや何かで拡散する可能性がないとは言い切れませんので、管理を徹底したほうがよろしいと思います。実際に名前だけ載っているものでも、嫌な人もいます。

事務局 学校という特殊な環境ではありますが、ただ教員の中だけでそういった意識があればいいというだけじゃなくて子どもたちに対してもそういった意識を付けさせるというところが大事なのかなというふうに思います。
事務局としてできることには限りがありますが、そういった懸念があるということを担当課に伝えます。

服部会長 よろしくをお願いします。この件で何かコメントはありますでしょうか。
岩井委員の趣旨としては、日々の教育業務の中で何となく慣れ合い的な形で行っている行為であっても個人情報が含まれているというような場合があるのでこれを機会に、いまいちど現場でも注意をするようにという意識を高めていただくということですね。

未然に防ぐことが重要ですので、町田市としても定期的にフォローアップをするなり注意喚起に努めるということで進めていきたいと思います。いかがでしょうか。では、さらにこの件について他の観点からご意見ありますか。

渡辺委員 再発防止策の中に解答用紙が鍵のあるロッカー等で保管すると、記載がありますが、その鍵自体はどのように保管されていますか。例えば副校長が持っているとか、鍵を持ち出す際に持ち出す人の名前をわかるようなかたちをとるとか。業務の軽減と保管の厳重さということではどのようにお考えでしょうか。

事務局 今回の件について、鍵の管理の方法までは詳しくヒアリングをしていませんが、通常の個人情報の取扱いの中で行われているものと認識しております。

服部会長 日々の便宜性を重視して、手続がおろそかになって情報が漏れてしまうようなことがあっても困りますので、鍵のあるロッカー等で保管するにしても実効性のあるかたちで管理されるように、機会をみつけては注意喚起をしていただくとうよろしいのかなと思います。

水町委員 再発防止策の実施状況ですが、当該校については記載の対応を実行していることを確認しているということになっていますが、他校については校長会、副校長会での注意喚起に留まっているのでしょうか。

さらに、職員の方々にもこういう事例を徹底して再発防止策に取り組んでいくかどうか記載されていないのでお教えいただきたいです。

- 事務局 基本的にこういった注意喚起という面からすると、教育委員会では通常、校長会・副校長会を通じて各学校に周知していくという手法をとります。
- 個別の学校については、基本的には校長のマネジメントが重要と考えていますので、校長会への周知をするというところが重要になってくると思っております。
- 町田市内に小中学校が 60 校程度ございますので、なかなか個別の学校でどういう対応をしたかというところまでを一つの事案について個々に取っていくのは今の状況では難しいと考えています。
- 事故がないということは当然確認されているので、現状として特に問題が起きているという事象はございません。
- 服部会長 今回のケースに関して、個々の教員にもこの事故の深刻さは伝わっているというふうに考えてよろしいでしょうか。
- 事務局 校長・副校長を通じて各学校に周知をお願いしているというところでは。
- 服部会長 校長、副校長に注意を喚起したのであるから、末端の教員にも伝わっていないかもしれないという含みの中で、そのような措置が取られているかなと思います。
- 仮にこれで事故が起きましたら、当然ながら校長や副校長がさらに責任を負う事態を招くと考えられます。
- 校長や副校長は職務上、おそらく担当者へ伝達はしているはずですが、審議会の方でも、現場の教員に個人情報の重要性が伝わるよう指導していく体制を、ここで確認させていただきます。
- その上で、今後このようなケースが起こった際に、現場まで確実に注意が行き届くようなフォローアップを求める形にさせていただければと思います。
- 湯浅委員 フォローアップシートの書き方についてのお願いですが、通常、個人情報保護委員会に漏洩事案の報告をするときは、何の項目が漏洩したのかということと、何人分が漏洩したのかということが記載されます。本日のフォローアップシートからは、何人分が損失したのか、どの項目、氏名なのか、住所なのか、電話番号なのか分からないので、フォローアップシートの書き方を指導していただきたいと思います。
- 例えば指導課のフォローアップシートですが、第 1 学年の全学級分の小テスト全部を紛失したのか、1 人分足りないのかが、このフォローアップシートでは分かりません。
- 事務局 ご意見を踏まえ、フォローアップシートの特に「情報セキュリティ事故の概要」の書き方については、今後工夫していきたいと思います。
- 服部会長 事故の概要において、ケースの深刻なポイントを一読して把握できる構成となるようお願いします。

- 鶴田委員 本件と直接関係あるわけではないのですが、先ほど岩井委員から、生徒がスマホで画像を撮影してインターネット上に拡散する恐れがあるとの話がありました。実態を確認したいのですが、町田市立の小学校・中学校の児童・生徒が学校で携帯電話やタブレットの端末を使用することを認められているのか、あるいは一部制限付きで使用を認められているのか、あるいはそもそも持ち込みを禁止されているのか、そのあたりの制限の方法を教えてください。
- 事務局 小学校しか確認をしていませんが、小学校については基本的に携帯電話等の持ち込みが禁止されています。特別に家庭の事情により持っていく必要があるということで学校長の下承を得た場合のみ持ち込みが可能です。但し、学校にいる間は一切使ってはいけないし、家の人と連絡を取るのには校門を出た後にするように指導しています。
- 鶴田委員 学校が貸与している端末などがありますか。また、その端末は写真の撮影ができて、物理的にはインターネットとつながっていて、拡散できてしまう状況なのかどうかも教えてください。
- 事務局 こちらも小学校の状況についてですが、Chromebook を 1 人に 1 台に貸与し、それを用いて学習に活用しています。
- 学習の中では、例えば生物だとか植物だとかの観察のために、カメラ機能で写真撮って、レポートをまとめるといったような教育プログラムもあるものですから、写真を撮ることも可能になっています。
- ただし、細かくどこまでというところは確認が取れていませんが、全てのインターネット機能を利用できる状況にはありません。
- 例えば YouTube は閲覧ができないだとか、そういった制限はかけられてはいまないので、SNS が使える状況ではないと認識をしています。
- 服部会長 学校現場でのそういった電子媒体の利用やそこでの個人情報の話となりますと教育の内容にも突っ込まなければならない話で、この審議会がどこまでフォローできるかという話にもなりかねます。こういった問題があるということをお互いが認識しつつ、何か起こりそうな時には未然に介入できるような道のりというかパスがあると、未然防止のために役立つのではないかと思います。
- その意味では、こうしたケースを通じて学校現場とこの審議会がある程度コネクションを持ちつつ意見を交換できるような関係性を保っておくとうよいと思います。
- それでは、議題 1 の情報セキュリティ事故のフォローアップについては審議を終わりたいと思います。
- 続いて、議題 2、2026 年度情報公開・個人情報保護に関する年間予定について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議題 2、2026 年度情報公開・個人情報保護に関する年間予定についてご説明し

ます。(資料3)

1、職員への研修及び啓発についてですが、新規採用職員を対象に情報公開と個人情報保護に関する研修を行います。4月採用の新規採用職員76名については、4月2日に研修を行いました。10月採用も予定していますので、その際にも研修を行う予定です。

会計年度任用職員については、各配属先での採用時に法務課が作成・提供する動画教材を活用し業務開始前に情報漏洩防止等の徹底を図ります。

管理職準備研修は管理職選考合格者を対象に法務課長が直接指導します。組織管理上の責任者として、情報セキュリティ事故発生時の初動対応や部下に対する日常的な指導それから監督のポイントを解説いたします。

年明けの2月には全職員へのeラーニングを予定しています。主に情報セキュリティ事故の防止に関することを出題する予定です。

また庁内報を発行し個人情報の扱いや情報公開時のルールなどを発信する予定です。

2、個人情報ファイル簿の作成及び見直しについてです。

個人情報ファイル簿とは市が保有する個人情報を含むデータベースの利用目的や記録項目などを一覧化したものです。

個人情報保護法第75条では、1,000人以上の情報を含み一定の条件を満たす個人情報ファイルについては個人情報ファイル簿を公表することが義務付けられています。

現在、法に基づき公表している個人情報ファイル簿は276件です。

業務内容に変更があれば随時更新します。また年に一度全庁各課を対象に公表要件に該当するか否かといった再確認を行い情報の正確性を維持します。

3、個人情報保護法に基づく施行状況調査についてです。

国の個人情報保護委員会に報告する調査です。こちらの調査は個人情報保護法第165条に基づき、地方公共団体における法の施行状況を個人情報保護委員会が把握し公表するためのものです。

昨年度1年間の個人情報ファイルの保有状況、開示請求等の処理件数、安全管理措置に関する規定の整備状況について報告します。

例年ですと9月末頃までに回答する予定となります。

4、防犯カメラの運用状況調査の実施についてです。

市の施設に設置している防犯カメラについて、記録の保存期間などが守られているかを点検します。8月頃に全庁調査を実施し、その集計結果を11月の審議会へ報告する予定です。

5、市民への実績報告です。

昨年度1年間の公文書公開や個人情報開示の請求件数、及び審議会等の会議の

公開に関する運用状況について 8 月に発行する広報まちだで報告する予定です。

広報紙では紙面の都合もあり件数の報告にとどまりますが、補足を加えたものを「年報やまびこ」として作成し、11 月の審議会へ報告する予定です。

6、死者に関する情報の開示等の取扱いに関する規定の策定についてです。

個人情報保護法の保護対象は生存する個人に限定されており、個人情報保護法第 76 条に基づく個人情報の開示請求ができるのは原則として生存する個人が本人となる情報です。

死者に関する情報の開示を遺族などが求める場合は、各課が情報提供として裁量で判断しています。

このような対応件数が増えていることから、他自治体の先進事例などを参考にどのような場合に誰に対して開示を認めるかといった基本的な開示の手続についてルールを整理します。

なお、11 月の審議会に報告できればと考えています。

服部会長 今のご説明に対して、質問・意見はありますか。

湯浅委員 死者に関する情報の開示等の取扱いに関する規定の策定について、現時点での方向性を伺います。

今の説明では、情報提供で処理しているという話でしたが、東京都の北区のように条例で別立て死者個人情報保護条例を作ったところもあれば、鳥取県のように個人情報保護制度ではなくて情報公開条例の方で処理するようにしているところもあります。

近隣でいうと、例えば伊勢原市では要綱で処理をされていて条例にはしていないと思います。

町田市では、どういう方向で処理する予定なのか、今の段階で分かってくることがありましたら教えてください。

事務局 町田市の方向性について説明します。

この 4 月から東京都を含めて都内の市 24 団体を対象にアンケート調査を行い、各市の状況を調べました。

先ほどいくつか事例を上げていただきましたが、調査の結果 24 団体のうち条例化しているのは武蔵野市のみでした。但し、調査した 24 団体のうち 4 割ぐらいに関しては内規や内部での運用マニュアルを整備しているということが分かりました。

内規やマニュアルはどのようなものかという、実務上対応が求められている、相続の手続き、損害賠償請求の手続き、亡くなられた方の保険の受給状況等、介護保険の被保険者の給付の条件、これに加えて未成年者が亡くなられた場合の法定相続人への情報提供、そういったものが決められていました。

この辺りを踏まえて、町田市においても、今後6月末に向けて検討を進めていきたいと考えています。

先ほど申し上げた通り、内部での審査を経て次回11月の審議会で報告させていただく予定です。

服部会長 ご説明ありがとうございます。今回作成するのは、条例ではなく内部の運用マニュアルのような形式を予定しているのでしょうか。

事務局 形式的には市長が定める要綱を考えています。
各課の状況等のヒアリングをした上で要綱案を作成しまして、11月の審議会上に報告し、ご意見をいただけたらと思っています。
それを踏まえて最終的に要綱制定という形に持っていきたいと考えています。

服部会長 わかりました。
要綱案が提出されたときに審議会から意見を伝えることができるということです。
その他、ご意見はありますか。

湯浅委員 検討に向けて2点要望します。
1点は、開示請求権者の範囲をどこまでにするか、親族といっても何親等までするのかを他の自治体の例を調べて適切に決めていただきたいです。
もう1点は、ここで議論した記憶もありますが、没後何十年経ったら歴史的人物であるとして保護対象にしなくてよいと考えるかです。
例えば、明治時代の町田で様々な活動をされた方がいらっしゃると思います。町田市民ではありますが、同時に歴史的人物でもあります。
一体何十年で線引きをするのかという問題が出てきます。有名人であれば歴史的人物として保護しなくてよいのか、そうでない場合は保護するのかとか、この点も意外と難しいので、他の自治体の例を調べて参考にさせていただくとよいと思います。

服部会長 ありがとうございます。
庁内のアンケートをとって今の運用状況を把握されると思いますが、実際の運用を土台にして、意見として上がったポイントを抑えた要綱案を策定されるとよいと思います。
他の委員からも要望があれば、事務局に伝えて頂き、事務局の検討事項に挙げていただくとよろしいかと思います。
現時点で、特に無いようであれば、一旦この件は、事務局に預けて、要綱案があがってきた際に意見を述べさせていただく形にしたいと思います。
他の案件では、何かありますか。
「職員への研修及び啓発」の新人研修について確認です。
既に4月2日に研修されたとのことですが、どのような研修を行ったかお話し

ださい。

事務局 新人研修に関しては、個人情報の保護制度のみならず情報公開制度についても研修しました。

基本的に市役所が保有している情報というのは市民と共有の財産なので、オープンにしていくのが原則です、ということを軸に話しました。

公開できない情報というのは、情報公開条例などに限定列挙されているものになると、そういった意識づけをしました。

但し、それで情報が出ていくとなると個人情報の保護も同時に強化しなければなりません。

職務を行う際の PC 端末の扱い方ですとか、書類の扱い方、そういった細かいところも含めながら指導いたしました。

服部会長 市の職員の人たちは重要な情報に触れることも多く、日常のルーティンの中で手続きがおろそかになってしまうことがあると困りますので機会あるごとにこういった教育研修をしていただくよう心がけていただけるとよいと思います。計画を立てられている研修については、充実した研修内容になるようによろしくお願いします。

そのほかいかがでしょうか。

それでは、年間予定については了承いただいたということで、審議を終わります。

それでは、議題 3、その他ですが、何かありますか。

なければ、事務局から次回の日程について説明をお願いします。

事務局 次回の日程は、11 月 16 日月曜日 10 時からを予定しています。

会場はまだ予約が取れておりませんので、開催通知でもってお知らせいたします。

服部会長 では次回 11 月 16 日ということで先になりますが、皆さんスケジュールを空けておいてください。

その際には、死者に関する情報の開示等の取扱いに関する要綱案も上がってくるかと思うので、皆様には積極的なご意見をいただければありがたいです。

それではこれで散会にします。皆様お疲れ様でした。